

公益財団法人松阪市勤労者サービスセンター 役員等の報酬及び費用弁償に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人松阪市勤労者サービスセンター定款（以下「定款」という。）第14条及び第28条に規定する公益財団法人松阪市勤労者サービスセンター（以下「この法人」という。）の役員等に対する報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「役員」とは、理事及び監事をいう。
- (2) 「役員等」とは、役員及び評議員をいう。
- (3) 「常務理事」とは、定款第23条第2項の規定により選定された理事をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等のうち、非常勤のものには、理事会、監査、評議員会及び研修に出席した都度、次の各号に定める日額を支給する。

- (1) 役員 7,000円
- (2) 評議員 3,500円

2 常務理事には、報酬を支給する。その額は、年額500万円を超えない範囲で理事長が理事会の承認を得て決定する。

3 常務理事が月の途中で就任したとき、又は月の途中で任期満了若しくは辞任したときの報酬は、前項の規定にかかわらず、在任日数に応じて支給するものとし、その額は1か月30日を基礎として日割りにより計算した額とする。

4 前3項の規定にかかわらず、松阪市職員から選任された役員等及びこの法人の職員が兼任する理事には、報酬を支給しない。

(常務理事報酬の支払)

第4条 常務理事の報酬の支払日は毎月21日とする。但し、支払日が金融機関の休業日にあたる場合は、直前の営業日に繰り上げて支払うものとする。

(報酬の支払方法)

第5条 報酬は、現金で本人に支払う。

2 法令により控除が認められたものは、報酬から控除して支払うことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、役員等から申し出があったときは、本人の指定する金融機関に振り込む方法により支払うことができる。

(費用弁償)

第6条 役員等が遠隔地からこの法人の理事会、監査、評議員会及び研修等に参加した場合には、その費用を弁償する。

2 前項の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とし、その額は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 鉄道賃、船賃及び航空賃は、その利用する交通機関の路程に応じ旅客運賃等により支給する。

(2) 車賃は、陸路旅行について、実費額により支給する。

(3) 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給するものとし、その額及び基準は「松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」に規定するワークセンター松阪運営委員会委員の例に準じる。

(4) 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たり12,000円を支給する。

3 前項の額の支払方法は、第5条第1項及び第2項の規定を準用する。

(公表)

第7条 この法人は、この規則をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第2項に基づき公表する報酬等の支給の基準とする。

(規則の変更等)

第8条 この規則の変更及び廃止は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第9条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、この法人の設立の登記の日から施行する。